平成２１年（フ）第１１２０号
神戸市東灘区住吉本町３丁目11番13―104号
債務者　長堀　友香
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８８号
神戸市長田区四番町５丁目１番地　長田駅東住宅１―802号、住民票上の住所神戸市長田区一番町５丁目１番地の１　グランメゾンＭＩＫＵＲＡ301号
債務者　小野　輝清
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２６号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番２―905号
債務者　鈴木美津子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４号
鳥取県米子市西福原２丁目８番18号
債務者　内田　　節
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５２号
鳥取県米子市尾高2447番地５
債務者　岡田　英夫
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６２号
鳥取県米子市新開６丁目12番17号
債務者　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６４号
鳥取県米子市中島２丁目９番５号
債務者　西山　尼奈
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６６号
鳥取県米子市西福原４丁目５番47―202号
債務者　秋田加奈恵
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２７０号
鳥取県米子市両三柳4331番地
債務者　吹野　恭子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２３２号
島根県安来市西赤江町824番地132
債務者　津森　久榮
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３３号
島根県安来市西赤江町824番地132
債務者　津森　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６２号
愛媛県松山市喜与町２丁目１番地１
債務者　安藤　和男
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７８７号
愛媛県松山市下伊台町1201番地25
債務者　宮本　壽志
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１９４号
福岡県嘉麻市山野2212番地４、住民票上の住所佐賀県唐津市七山滝川1286番地　第１七山住宅101号
債務者　市原　鶴美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１９５号
福岡県飯塚市中341番地２、前住所福岡市南区高宮１丁目１番16―404号
債務者　山田　信郎
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１９８号
福岡県飯塚市潤野866番地
債務者　勝本　耕二
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４６５号
佐賀県佐賀市新栄東４丁目７番433号
債務者　秀島　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係